

## 答申第 98 号

### 答 申

#### 1 審査会の結論

令和 7 年 6 月 27 日付けで審査請求人が津市長（以下「実施機関」という。）に対して行った公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）につき、実施機関が同月 30 日付けで行った公文書不開示決定（以下「本件処分」という。）は、結論において妥当である。

#### 2 審査請求に至る経緯及び趣旨

- (1) 審査請求人は、津市情報公開条例（平成 18 年津市条例第 22 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定により、実施機関に対し、令和 7 年 6 月 27 日付けで以下の内容を要旨とする本件開示請求を行った。

私は津市ホームページに以下の質問をいたしました。

本日津市安濃総合支所の職員の方が来庁者の私に対して他の来庁者の方がいるカウンターのところで突然大きな声で怒鳴りつけて、叱りつけて、いいがかりをつけてきました。びっくりしたのと公権力をもってみえますので恐怖を覚えました。何故、この様な公権力の乱用をされたのか、何の権限で来庁者を叱りつけたのか、行政手続法に基づく公務をお願いするのは法令違反で公務執行妨害になるのか。

これに対し、以下の内容のご回答が電子メールにて送られて来ました。

今回の申出内容（要旨）を拝見しましたところ、当該対応時に私が繰り返し御説明したことと、御認識されていることとの間に相当の乖離があるように見受けられます。

窓口において、強い口調で職員を叱責し、侮辱する行為は、不当要求であり、カスタマー・ハラスメントに該当する事案であると考えます。

このことについて、組織的に毅然とした態度で対応した結果が、「公権力の乱用」との大きな誤解を生じさせる要因になったのではないかと推察します。

津市安濃総合支所地域振興課ではもしくは環境担当副参事は私がホームページに寄せた質問に関して「議論のすり替え」をして回答すると定めている規則等の公文書を開示請求させていただきます。

公の行事を来庁者に質問されても津市安濃総合支所地域振興課ではた

った1名の担当者がいないと来庁者には答えられなくて行政サービスを停止し、来庁者である私を追い返そうとする様に行政としての機能を果たさないと規定した規則等の公文書を開示請求させていただきます。

津市安濃総合支所地域振興課では行政手続法で定められた行政として法に定められており行わなければならない手続きに関して行政サービスを拒否し、来庁者である私を追い返そうとするという行政としてはあってはならない窓口対応をしたことを棚に上げて地方公務員法に定められた説明責任を果たさないとする規則等の公文書を開示請求させていただきます。

津市安濃総合支所地域振興課環境担当副参事は窓口での私に対する公務での不手際を棚に上げて管理職としての部下教育を置き去りにして来庁者である私に「カスハラ」といいがかりをつけ、私に大声で脅したり恐怖を与えたりするという事を規定した規則等の公文書を開示請求させていただきます。

回答の中で私が質問した「公務執行妨害」と「公権力の乱用」に関してともに回答しない事の様子がわかる公文書を開示請求させていただきます。又、津市安濃総合支所地域振興課環境担当副参事は来庁者の私に「公権力の乱用」をするのだと定めた公文書の開示請求をさせていただきます。

- (2) 実施機関は、本件開示請求について、開示請求の対象文書は、公文書として作成及び取得していないことを理由に、本件処分を行った。
- (3) 審査請求人は、同年7月23日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、本件開示請求に対し、本件処分の不開示理由を公文書があるとも無いとも言えないためとするべきことを求めて審査請求を行った。

### 3 審査請求の理由

審査請求人は、本件開示請求の内容が、審査請求人が同年6月24日付けで行った保有個人情報開示請求と同一の内容であることから、文書の有無を回答することで審査請求人の個人情報が特定され、個人情報保護法に反するものであると主張する。そのうえで、本件請求に対しては、開示しない理由を個人情報明らかになる可能性があるため、あるとも無いとも言えないためとすることを求め、審査請求を行った。

#### 4 実施機関の不開示理由説明

実施機関の不開示理由は、以下のとおりである。

- (1) 審査請求人が求める文書は、いずれも法律、条例、規則等の規定において存在していないことから不存在である旨回答した。
- (2) 審査請求人は、公文書不存在を理由とした公文書不開示決定は、審査請求人の個人情報をも明らかにする可能性があるため、条例第10条に基づき、公文書の存否を明らかにするべきではなかったと主張しているが、審査請求人は本件開示請求において、実施機関の窓口対応等のあり方を規定した規則等の公文書の開示を求めており、規則等を不存在と回答することが個人情報を明らかにするものではない。  
そのため、条例第11条第2項に基づき本件処分を行ったものである。

#### 5 審査会の判断

##### (1) 当審査会の判断

当審査会は、津市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成18年津市条例第23号）第8条第1項の規定により、審査請求人から提出された反論書を見分するとともに、同条例第7条第1項の規定に基づき、審査請求人及び実施機関から口頭による意見陳述を聴取した上で、本件処分の妥当性について検討した。

本件開示請求は、その公文書開示請求書（以下「本件開示請求書」という。）において、請求する公文書の件名又は内容欄に審査請求人が自身の名前及び市民の声に自身が投稿を行った旨を記載して、請求対象文書の開示を求めたものであり、その対象となる文書の存否を答えることは、特定の個人が「市民の声」に意見を提出したという事実の有無を明らかにするものと認められる。そのため、本件開示請求については、対象となる公文書の存否を回答するだけで条例第7条第2号本文に規定する「個人に関する情報」であって、「特定の個人が識別され得るもの」に該当する情報を開示することになる。ゆえに、本件開示請求に対しては、条例第10条の規定により、公文書の存否を明らかにすることなく拒否するべきであったと言わざるを得ない。にもかかわらず、実施機関は、請求に係る文書は公文書として作成及び取得していないため不存在とし、本件処分を行ったものである。

もともと、本件開示請求について、実施機関は不開示とする本件処分を行っており、対象となる文書は何ら開示されておらず、本件処分は結論において妥当である。

よって、「１ 審査会の結論」のとおり答申する。

(2) 実施機関に対する審査会からの付言

本件開示請求において、審査請求人の氏名が記載されていることは、本件開示請求書を一見した段階で明らかであった。そうなのであれば、実施機関が本件開示請求書を受け付ける前に、本件開示請求が、本来的には保有個人情報開示請求によるべき内容であると指摘することも不可能なものではなかったと言わざるを得ない。

保有個人情報開示請求と公文書開示請求では、手続としてどちらの手続で開示を行うかは保護すべき法益も異なるのであるから、いずれの請求であるかは慎重な判断を要する。本件開示請求も含め、実施機関には、開示請求を受け付ける段階で開示請求者がどのような開示を求めているのか、慎重に判断されたい。

## 6 審査の処理経過

本諮問案件に係る審査の処理経過は、次のとおりである。

| 年 月 日            | 処 理 内 容                      |
|------------------|------------------------------|
| 令和 7 年 1 0 月 9 日 | 諮問書の受付                       |
| 令和 8 年 5 月 2 9 日 | 諮問案件の審議、審査請求人及び実施機関からの口頭意見陳述 |
| 令和 8 年 6 月 2 3 日 | 諮問案件の審議                      |
| 令和 8 年 8 月 1 0 日 | 答申                           |

### 津市情報公開・個人情報保護審査会委員

|     | 氏 名     |
|-----|---------|
| 会 長 | 伊 藤 仁   |
| 副会長 | 松 田 典 子 |
| 委 員 | 岩 崎 恭 彦 |
| 委 員 | 山 本 敦 子 |